

平成 23 年 8 月 1 日 制 定
平成 28 年 6 月 30 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全国老人保健施設協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、全国の介護老人保健施設の一致協力によって、高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上確保に係る調査研究等を行い、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する調査研究
- (2) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する研修及び研究発表会等の実施
- (3) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する普及啓発事業の実施
- (4) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する資格付与
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (6) 災害支援に関する事業
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、全国において行う。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した、介護保険法に規定する介護老人保健施設の代表者（代表者はその施設の開設者又は管理者とする。ただし、特段の事情のある場合は、当該開設者が指定する者も可とする。）

なお、代表者を変更した場合は、別に定める手続きによって変更することができる。

- (2) 準会員 都道府県知事の許可を受けて介護老人保健施設を開設しようとする者（厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者を含む。）又は当該施設開設準備責任者であって、本協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人
- (4) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（会員の資格の取得）

第6条 本協会の正会員、準会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び準会員は、正会員又は準会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める額（入会金及び会費）を支払う義務を負う。

2 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、賛助会員は、賛助会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める額（入会金及び会費）を支払う義務を負う。

3 第25条第3項に定める会長（以下同じ。）は、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、会員から、理事会の承認を経て臨時に費用を徴収することができる。

なお、この場合、会長は臨時の費用徴収についての経緯を直近の社員総会に報告する。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総社員の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 会長は、第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 会員が所属する施設等を退職した場合、又は第5条第1項に定める代表者でなくなったとき。
 - (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
 - (5) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (6) 会員が所属する施設等が廃止されたとき。
 - (7) 除名されたとき。
- 2 正会員が前項第2号から第4号に該当する場合、別に定める手続きによって代表者を変更したときは、会員資格を喪失しない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員及び予備代議員)

第12条 本協会の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

- 2 各支部の代議員定数は、都道府県支部に各1人とする。ただし、代議員選挙を行う前年の10月末日現在の正会員数を基準とし、正会員数が53人に達した支部にあつては各2人、92人に達した支部にあつては各3人を、131人以上となった支部にあつては各4人を当該支部の定数とする。
- 3 代議員を選出するため、各支部の正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員

総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（一般社団法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（一般社団法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（一般社団法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。）。

- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて予備の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。ただし、予備代議員は、第 10 条第 1 項の規定により会員資格を喪失したときは、予備代議員の資格を失う。
- 10 正会員は、一般社団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本協会に対して行使することができる。
 - (1) 一般社団法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 一般社団法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 一般社団法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 一般社団法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 一般社団法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
 - (6) 一般社団法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 一般社団法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 一般社団法人法第 246 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、本協会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（代議員の報酬等）

第 13 条 代議員は、無報酬とする。

- 2 代議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

- (1) 事業計画及び予算の同意
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事並びに会計監査人の選任
- (5) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (6) 会員資格の得失及び会費に関する規程
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人法に規定する事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた場合
- (2) 社員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした社員が、次条第2項で規定する招集手続きが遅滞なく行われない場合又は社員総会の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において指定した理事が招集する。

2 会長は、前条第2項(第3号を除く。)の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

3 会長は、社員総会開催日の2週間前までに、理事会で決議された次の事項を記載した書面を社員に通知しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項
 - (3) 社員総会に出席できない社員が代理人（予備代議員を代理人とすることができる。）による議決権の代理行使をする場合は、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
 - (4) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権の行使期限
- 4 前項第4号に規定する議決権を行使することができるとするときは、前項通知に一般社団法人法第41条第1項に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を添付しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

（議長及び副議長）

- 第18条 社員総会の議長及び副議長は、社員総会において、社員の中から選任するものとし、当該社員の任期中、その任に当たる。
- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときはその職務を代行する。

（議決権）

- 第19条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

（決議）

- 第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、議長は社員として最初の表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事並びに会計監査人の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 他の法人との合併又は事業全部の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第 22 条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回らない役員選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを現に出席している社員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本協会に提出して、代理人（予備代議員を代理人とすることができる。）にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第 20 条の規定する社員総会に出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、社員総会の日時の直前の本協会業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法で本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の電磁的方法により議決権を行使する場合は、社員は、あらかじめ本協会の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第 23 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

- 2 議事録には議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印する。

第 6 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人)

第 25 条 本協会に次の役員を置く。

理事 14 人以上 27 人以内

監事 2 人以内

- 2 理事のうち、1 人を会長、5 人以内を副会長及び 7 人以内を常務理事とする。
- 3 一般社団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事は、会長とする。

- 4 一般社団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事は、副会長及び常務理事とする。
- 5 理事は、社員総会において別に定めるブロック理事と学識理事の 2 種とする。
- 6 本協会に会計監査人を置く。
(役員及び会計監査人の選任等)

第 26 条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。ただし、役員の変更時においては、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長として選定する方法によることができる。
- 3 副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。選定の際、前項により選定された会長は、副会長及び常務理事の候補者を推薦することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事には、本協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事若しくは監事又は会計監査人に異動があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 27 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 常務理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、本協会の常務を分担執行する。
 - 5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要のあるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の理事会招集の請求日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通

知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(8) 理事が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他の法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 29 条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本協会の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成すること。

(2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、直ちに監事に報告すること。

(3) その他の法令上の権限を行使すること。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

(役員及び会計監査人の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に完了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に完了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、その定時社員総会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 31 条 社員総会における総社員の 3 分の 2 以上の決議に基づき、理事及び監事並びに会計監査人を解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会計監査人を監事全員の同意により、解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人として、ふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

4 会計監査人に対する報酬は、監事の同意を得て理事会において定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事に債務を保証すること。その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第 34 条 本協会は、理事及び監事の一般社団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員等の責任限定契約)

第 35 条 本協会は、一般社団法人法第 113 条第 2 号ロに規定する外部理事及び一般社団法人法第 115 条第 1 項に規定する外部監事並びに会計監査人との間に、一般社団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

なお、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人法第 113 条第 1 項の規定に

よる最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第37条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定並びに解職
 - (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
 - (6) 第7条第3項に定める、緊急やむを得ない場合の臨時費用の徴収の承認
 - (7) 第34条に基づく役員の損害賠償責任の免除
 - (8) その他法令で定められた事項
- 3 本協会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を必要とする。

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
 - (3) 第28条第1項第6号の規定により監事が招集するとき。

4 社員総会において選任された理事は直ちに、会長、副会長及び常務理事の選定並びに次条第1項ただし書に規定する理事を指定するための、理事会を開催しなければならない。

(招集)

第39条 理事会は、前条第3項第2号の規定により理事又は同条第3項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において指定された理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第28条第1項第5号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において指定された理事が当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、議長は、理事として最初の表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、前項及び次条の決議に加わることができない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事は、署名又は記名押印のうえ保存する。

第8章 名誉会長、顧問等

(名誉会長)

第45条 本協会に、名誉会長を3名以内置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長の諮問に応じ社員総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 名誉会長は、多年会長の職にあつて、本協会に顕著な功労ある者を社員総会の承認を経て会長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第46条 本協会に、顧問を10名以内、参与を5名以内置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、本協会に功労ある者又は学識経験ある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員任期と同じとする。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ社員総会及び理事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、表決に加わることができない。

第9章 支部及びブロック等

(支部及び支部長)

第47条 本協会に都道府県ごと支部を置き、支部ごとに支部長を置く。

- 2 支部長は、支部を掌理し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 入会、退会及び会員変更等関係書類の取りまとめ
 - (2) 第12条に定める代議員及び予備代議員の選出に関する業務
 - (3) 別に定めるブロック理事候補者の選出
 - (4) 全国大会を当該支部で開催する場合の大会運営
 - (5) 大臣表彰及び会長表彰被表彰候補者の推薦
 - (6) 意見具申などに対する意見集約
 - (7) その他必要な業務
- 3 支部長の選出方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(ブロック及びブロック長)

第48条 本協会に別に定める複数の都道府県をブロックとし、ブロックごとにブロック長を置く。

- 2 ブロック長はブロックを掌理し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 別に定めるブロック理事候補者の選出
 - (2) 全国大会開催候補地の推薦
 - (3) 意見具申などに対する意見集約

- (4) その他必要な業務
- 3 ブロック長の選出方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

第49条 会長は、事業達成のために必要な委員会を理事会の決議を経て設置し、その委員会を構成する委員を、理事会の決議を経て、会長が会員又は会員以外の者に委嘱することができる。

- 2 委員は、会長から委託された事項を処理する。

第11章 事務局

(事務局)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、法令の定めるところにより常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第12章 資産及び会計

(事業年度)

第52条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経

- て、社員総会の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 第1項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第54条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、定款、社員名簿及び次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 5 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後、直ちに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第55条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第 56 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第 57 条 本協会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第 13 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 58 条 この定款は、社員総会において総社員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 59 条 本協会は、社員総会における総社員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときには、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 60 条 本協会は、一般社団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、本協会は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散する。

(公益法人の取消し等に伴う贈与)

第 61 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 62 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会における総社員 3 分の 2 以上の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げ

る法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 63 条 本協会の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 15 章 細 則

(細 則)

第 64 条 この定款の施行についての細則は、社員総会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款施行後、最初の代議員は、第 12 条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は山田和彦、業務執行理事は赤枝雄一、高木邦格、西澤寛俊、浜村明德、平井基陽、稲庭千弥子、江澤和彦、四蔵直人、平川博之、本間達也、三根浩一郎、会計監査人は大光監査法人とする。
- 4 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第 52 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成 28 年 6 月 30 日改正）

この定款の一部を改正する定款は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。